

# なぜ「障害者情報コミュニケーション条例」 が必要なのか

## 東京都障害者情報コミュニケーション条例とは？

障害の種類や程度に応じたコミュニケーション手段が十分に整っていないことや、社会の理解・配慮が不十分であることから、情報の取得や意思疎通に困難を感じる場面は、いまなお少なくありません。

この条例では、障害のある人が、手話や文字情報、音声、ICT など、多様な手段の中から、その人にあった方法を選択し、情報の取得・利用や、コミュニケーションを円滑に図ることができるよう、環境づくりを進めるため必要なことを定めています。

## 条例が目指すこと

情報通信技術の活用や多様なコミュニケーション手段、環境づくりなどさまざまな施策を通じ、情報の取得や利用、意思疎通に関わるバリア（障壁）を取り除き、だれもが障害の有無などによって分け隔てられることなく、安心して生活できる社会の実現を目指します。

